

畳を処理する方へ

ごみ処理場への畳の持ち込みについて（お知らせ）

長生郡市広域市町村圏組合  
環境衛生課

1 ごみ処理場に持ち込める畳

- (1) 一般家庭が自ら持ち込む畳。
- (2) 事業所が自ら持ち込む本畳
- (3) 長生郡市内の畳店が、畳の入替や畳表替えにより一般家庭から無料で引き取った畳及び畳表。

※畳の持ち込みは、1事業者・1家庭につき 1日 6枚まで

なお、一般家庭、事業所、畳店が自ら搬入しないで、第三者に運搬を依頼する場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

2 ごみ処理場に持ち込めない畳（産業廃棄物としての処理が必要です。）

既設の建物等を解体及び改築する場合に発生する畳（解体業・建設業が取扱うもの）

※解体業者・建設業者から畳店に一般廃棄物として処理の依頼をすることは、できません。また、畳店は処理の依頼があっても、受けることは出来ません。

上記取扱いに違反または虚偽の申告をした場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により処罰されることがあります。

●五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- ・無許可業者に処理を委託すること。「法第六条の二第六項」「法第二十五条第六項」
- ・無許可で廃棄物を運搬すること。（排出者自らの運搬は）「法第七条」、  
「法第二十五条第一項」
- ・産業廃棄物を一般廃棄物と偽って清掃工場に投棄すること「法第十六条」、  
「法第二十五条十四号」

《ごみ処理場への畳の持ち込み区分表》

畳の素材	搬入	個人 (一般家庭)	事業所	畳店	解体業 建設業
本畳 (すべてが天然素材のもの)		○	○	△	×
一部の素材が、プラスチック 類の畳		○	×	△※	×
全ての素材が、プラスチック 類の畳		○	×	×	×

○：自らごみ処理場に持ち込む場合、または、長生郡市広域市町村圏組合が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を依頼する場合は、持ち込み可能です。

△：個人宅の畳張替えに伴い、畳を無料で引き取り、個人に代わってごみ処理場に持ち込む場合のみ持ち込み可能です。

※：プラスチック類の素材を分離するのが困難な場合に限り、持ち込み可能です。

×：産業廃棄物になるので、搬入はできません。

《問合せ先》

環境衛生課：電話 0475-23-4944